市民交流棟コンビニエンスストア運営に係る事業者選考
公募型プロポーザル実施要領

1　募集の趣旨

山口市（以下「市」という。）では、来庁者の利便性向上と職員の福利厚生を目的として、市民交流棟内にコンビニエンスストアの設置を予定しており、その運営について民間事業者が持つノウハウを生かし、市が定める条件のもと継続して質の高いサービスを提供できる運営事業者の候補者を公募により選定します。

2　概要

（１）名称

市民交流棟コンビニエンスストア運営に係る事業者選考

（２）内容

別紙仕様書のとおり

3　募集方法

市ウェブサイトに掲載し募集する。

4　応募資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とします。ただし、フランチャイズ加盟店であれば、個人事業主でも応募することができます。

なお、コンビニエンスストア運営会社が参加した場合、市との契約後、フランチャイズ契約等により第三者に運営を任せることは妨げませんが、この場合、最終責任は参加者であるコンビニエンスストア運営会社にあるものとします。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

（２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（３）銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不全であると判断される者でないこと。

（４）市税などの未納がないこと。

ア　法人の場合は、山口市及び山口市と契約を締結する本店又は委任先の支店・営業所等の所在地の市町村における全ての税目を対象とする。

イ　個人事業主の場合は、山口市及び本人の所在地の市町村における全ての税目を対象とする。

（５）別紙仕様書に定める条件に対応できる能力があること。

（６）法令等の規定により営業等について許可等を要する場合は、該当する許可等を受けているか又は確実に受ける見込みであること。

5　公募・選定等のスケジュール

項目	日程
募集要領の公表・募集開始	令和 8 年 6 月 1 日（月）
参加意向申出書の受付期間	令和 8 年 6 月 1 日（月）～7 月 17 日（金）
質問の受付期間	令和 8 年 6 月 1 日（月）～7 月 1 日（水）
質問書に対する回答期限	令和 8 年 7 月 9 日（木）
企画提案書等の受付期間	令和 8 年 7 月 21 日（火）～7 月 31 日（金）
プレゼンテーション日程通知	令和 8 年 8 月 5 日（水）
プレゼンテーション・ヒアリング	令和 8 年 8 月 21 日（金）
評価結果の通知	令和 8 年 8 月下旬
工事協議	令和 8 年 9 月上旬以降
契約締結	令和 8 年 9 月以降
工事着工及び開店準備	令和 9 年 1 月以降
店舗開店	令和 9 年 11 月以降

6　プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり提出すること。

（１）提出様式

ア　参加意向申出書（様式第１号）

イ　誓約書（様式第２号）

ウ　約款、法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）と印鑑証明書

エ　市税などの「滞納の無いことの証明書」又は全ての税目の「納税証明書」

オ　経営状況を示す資料（損益計算書、貸借対照表、販売費及び一般管理費内訳書、株式資本等変動計算書）（過去 3 か年分）

カ　営業実績が分かる資料

（２）提出期限

令和８年７月１７日（金）午後５時まで

（３）提出方法

持参又は郵送による（郵送の場合は、書留等の送達が確認できるもので提出期限内必着とします。）

〒753-8650　山口市亀山町 2 番 1 号

山口市役所本庁舎（山口総合支所）４階

山口市総務部総務課庁舎管理担当

（４）参加資格の通知等

参加資格意向申出書の提出があったものについては、その参加資格を確認し、速やかに結果を通知する。

７　質問及びそれに対する回答

質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

（１）質問の提出方法

ア　提出様式

質問書（様式第５号）

イ　提出期限

令和８年７月１日（水）午後５時まで

ウ　提出方法

電子メール（提出期限内必着）

山口市総務部総務課庁舎管理担当

E-mail：somu@city.yamaguchi.lg.jp

※メール件名は「【質問】市民交流棟コンビニエンスストア運営に係る事業者選考公募型プロポーザル」とすること。

（２）質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者名をふせて、令和８年７月９日（木）までに市公式ウェブサイト内で公表する。

８　企画提案書の提出

（１）提出書類

ア　企画提案書（様式第３号）

イ　事業者概要書（様式第４号）

ウ　既存店舗の写真等のビジュアル資料等（任意）

（２）書類作成上の留意事項

ア　Ａ４又はＡ３サイズを基本とします。提案内容が分かり易く記載されていればワード形式以外でも可。

イ　具体的な計画を伴った実現可能なものを提案すること。

ウ　提出書類はＰＤＦファイルでメール送信か、紙による場合は持参又は郵送で提出すること。

エ　提案内容がどの評価項目に該当するかを明確にすること（必要に応じて企画提案書評価基準の「審査内容①　○○」の標記等）。

（３）提出方法

ア　電子メールによる方法（期限内必着）

※メール件名は「市民交流棟コンビニエンスストア運営に係る事業者選考公募型プロポーザル企画提案書」とすること。

イ　持参又は郵送による方法（郵送の場合は、書留等の送達が確認できるもので提出期限内必着とします。）

期限内必着により下記提出先へ持参又は郵送すること。

（４）提出期限

令和８年７月３１日（金）午後５時まで
※持参による場合は、土・日曜日、祝日は除く。

（５）提出先

山口市総務部総務課庁舎管理担当
E-mail：somu@city.yamaguchi.lg.jp
〒753-8650　山口市亀山町２番１号（4階）

（６）提出部数

上記提出先へメールでの送付または、紙による場合は　正本１部、副本９部

（７）その他

参加意向申出書を提出しても、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

９　運営事業者の候補者の選定

（１）選定方法

・市が設置する評価委員会において、各委員が企画提案書等及びプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に沿って採点した評価点をもとに、必要最低限の選定基準（得点合計が総合計の６割以上）を満たした上で、合計点が最も高い提案者を運営事業者の候補者として選定する。複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、提案内容の比較等を踏まえて、委員の協議により決定した提案者を候補者として選定する。

・評価委員会による評価結果をもとに、市が設置する審査委員会の審査を経て、最終的に運営事業者の候補者を決定する。

（２）プレゼンテーションの実施

評価委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
なお、時間及び場所等の詳細については、別途連絡する。

ア　開催日時（予定）

令和８年８月２１日（金）１０時から

イ　実施場所

会場：山口市役所本庁舎（山口総合支所）４階　庁議室
控室：　　〃　　会議室４０３

ウ　実施時間

４０分以内（提案説明２５分以内、質疑応答１５分以内）

エ　出席者

３名以内

オ　その他

・プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とする。
・モニター及びＨＤＭＩケーブルについては市で準備する。接続するパソコンは提案

者が用意すること。インターネット環境が必要な場合は、必要に応じて提案者が準備すること。

・企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

・会場内での録音・録画は認めない。

（３）審査結果の通知

提案者全てに対し、結果通知書により通知するほか、市ウェブサイトで公表する。なお、結果通知の内容に対する異議申し立てについては一切応じない。

10　契約の締結

（１）市が「９　運営事業者の候補者の選定」により選定した事業者と協議し、契約手続きを進めることとする。

（２）候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次協議し、契約を締結できるものとする。

（３）契約締結後、次の項目に該当する場合は、市はこの契約を解除することができる。この場合において、賃借人に損害が生じても、賃借人は市に対して損害賠償その他の請求及び異議、苦情の申し立てはできない。

ア　賃借人が契約に定める義務に違反したとき。

イ　法令の変更、天災及びその他市又は賃借人の責めに帰すことができない理由により、本施設が使用できなくなったとき。

11　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

（１）提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

（２）提出書類が仕様書に定める基準に適合しない場合

（３）提出書類に虚偽の記載があった場合

（４）選定結果に影響を与えるような不正な行為を行った場合

（５）その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

12　その他留意事項

（１）提案者は、複数の提案をすることはできない。

（２）応募に関する一切の費用は、提案者の負担とする。

（３）提案者は、プロポーザル参加意向申出書（様式第１号）の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

（４）企画提案書等の書類は返却しない。

（５）企画提案書等について、提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。

（６）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、

提出書類を公開する場合がある。ただし、個人情報のほか提案者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウ等、公開することにより提案者に不利益を与えるおそれがある情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しない。この場合、公開することにより提案者に不利益を与えるおそれがある情報については、提案者の意見を聴いて公開の可否を判断する。

13　問合せ先

山口市役所総務部総務課庁舎管理担当（山口市役所本庁舎４階）
所在地　〒753-8650　山口市亀山町２番１号
電　話　083－934－2731（直通）
E-mail　somu@city.yamaguchi.lg.jp